

## 第7次豊根村総合計画策定支援業務委託仕様書

### 1. 業務の概要

#### 1.1 業務名称

第7次豊根村総合計画策定支援業務委託

#### 1.2 業務の目的

本業務は、現行の第6次豊根村総合計画「むらづくりビジョン2027」が令和9年度をもって計画期間を満了することから、令和10年度を初年度とする新たな総合計画を策定することを目的とする。本村が直面する人口減少、超高齢化、産業構造の変化といった複合的かつ深刻な課題に対し、単なる規模の拡大を目指すのではなく、人口減少の現実を正面から受け止め、将来にわたって持続可能な村づくりを目指すという視点が不可欠である。客観的なデータに基づく的確な現状分析と将来予測を行い、村民と行政が将来の目標を共有し、協働して「豊かに根ざす村」の実現を目指すための最上位計画として位置づける。計画策定プロセスにおいては、民間の高度な専門知識、豊富な経験、そして全国の小規模自治体における先進的・創造的な計画策定手法を積極的に活用し、絵に描いた餅に終わらない、真に実効性の高い計画を策定するため、本業務を委託するものである。

#### 1.3 履行場所

愛知県北設楽郡豊根村全域

#### 1.4 契約期間

契約締結日から令和10年3月22日まで。本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定に基づく債務負担行為に係る契約である。令和8年度および令和9年度の2か年で業務を遂行するものとする。

#### 1.5 計画の構成

本計画は、村の将来像とそれを実現するための施策の大綱を示す「基本構想」（計画期間：令和10年度～令和19年度の10年間）と、具体的な施策を体系的に示す「基本計画」（前期：令和10年度～令和14年度、後期：令和15年度～令和19年度）で構成することを基本とする。ただし、地方自治法改正による基本構想の策定義務廃止を踏まえ、本村の実情に即した、より柔軟で実効性の高い計画構成について、受託者からの専門的知見に基づく積極的な提案を歓迎する。また、計画を村民や事業者等の多様な主体が参画する「公共計画」としての性格を強めるための具体的な仕組みや手法についても提案を求める。例えば、豊根村

総合戦略（第3期）を令和7年3月に策定したところであるが、毎年の総合戦略評価検証時に、本計画についても評価検証が実施できる手法の提案などが望まれる。

## 2. 業務の背景と基本方針

### 2.1 豊根村の現況と課題

#### (1) 人口構造の危機的状況と将来推計

本村の人口は、令和2年国勢調査で1,017人、高齢化率は52%に達し、「限界自治体」の指標を大きく超える状況にある。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2045年に455人まで落ち込むと予測されており、村という共同体の存続自体が危ぶまれる。一方で、昼間人口が夜間人口を上回る傾向があり、村外からの通勤・通学者である「関係人口」が一定数存在することを示唆している。この層を潜在的な担い手と捉え、移住・定住への阻害要因を戦略的に取り除くことが極めて重要なアプローチとなる。

#### (2) 地域経済・産業構造の動向と可能性

村の総面積の93%を森林が占め、林業、ブルーベリーやトマト等の高付加価値農業、茶臼山高原を中心とした観光業、チョウザメ養殖等の新規産業が展開されている。しかし、財政力指数は0.26（令和5年度）と低く、歳入の多くを依存財源に頼る。また、平均年収は全国水準を上回る一方、世帯支出額は県内で著しく低く、所得が村外へ流出している「経済の内部循環の弱さ」が課題である。次期計画では、個別の産品を地域ブランドとして確立する戦略と、経済の内部循環を高めるためのマイクロビジネス創出等の施策が求められる。

#### (3) 現行総合計画「むらづくりビジョン2027」の成果と課題

現行計画は多様な住民参加の手法を取り入れ、村民参画の素地を醸成した。しかし、「明るい兆し」等の定性的な評価に留まらず、次期計画では各種支援策の費用対効果を具体的なデータに基づき定量的に評価・検証する必要がある。住民参加も単なる意見聴取に終わらせず、住民主体の課題解決プロジェクトを計画に位置づけるなど、より実質的なものへと進化させる必要がある。

#### (4) 持続可能な生活基盤の維持と「小さな拠点」の形成

人口減少と高齢化が避けられない中、村内で安心して生活し続けるための必要最低限のサービスや生活基盤の維持・確保が喫緊の課題となっている。次期計画では、地域内の生活サービスやコミュニティ機能を維持・ネットワーク化する「小さな拠点」づくりの考え方を積極的に取り入れる必要がある。あわせて、高齢化に伴う移動課題に対応し、例えば自家用車が無くても日常生活が完結できるような新たな交通モビリティシステムやインフラの構築など、持続可能な生活環境の再構築に向けた道筋を描くことが求められる。

### 2.2 次期総合計画策定にあたっての基本方針

#### (1) データに基づく現状分析と将来予測の徹底（Evidence-Based Policy Making）

- (2) 多様な村民の参画と協働を促すプロセス設計
- (3) 全国小規模自治体の先進事例に学ぶ創造的な政策立案
- (4) 実効性の高い進行管理・評価手法の導入
- (5) 人口減少に適応した持続可能な地域モデルの提案

### 3. 業務内容

本業務は2か年事業であり、各年度の業務内容は以下の通りとする。

#### 3.1 令和8年度業務（現状分析・課題整理・将来像構築フェーズ）

- (1) 業務計画書の作成・提出
- (2) 基礎調査・分析（定量分析、定性分析）
- (3) 現行計画の総括評価
- (5) 豊根村総合計画審議会（1回予定）への説明資料作成及び運営支援
- (6) むらづくり委員会（2回予定）の運営支援
- (4) 村民意識調査の設計・実施・分析（アンケート調査、グループインタビュー）
- (5) 住民参加作戦会議（ワークショップ）の企画・運営支援
- (6) 庁内策定体制（策定会議：4回予定・事務局会議：4回予定）の運営支援
- (7) 若手職員研修会（1回予定）の開催
- (7) 課題の整理と将来像・基本理念の検討
- (8) 現行総合戦略との統合検討

#### 3.2 令和9年度業務（計画策定・とりまとめフェーズ）

- (1) 基本構想（案）の作成支援
- (2) 基本計画（案）の作成支援
- (3) 実施計画（前期）の策定支援（住民参加による事業優先順位付け手法の検討支援を含む）
- (6) むらづくり委員会（3回予定）の運営支援
- (5) 豊根村総合計画審議会（1回予定）への説明資料作成及び運営支援
- (6) パブリックコメントの実施支援
- (6) 庁内策定体制（策定会議：4回予定・事務局会議：5回予定）の運営支援
- (7) 若手職員研修会（1回予定）の開催
- (7) 総合計画書（本編・概要版）の原稿作成及びデザイン・編集

### 4. 成果品

以下の成果品を、指定する期日までにそれぞれ指定する部数及び電子データで提出。

#### 4.1 第7次豊根村総合計画書

- (1) 基本構想編：A4判、カラー刷り、20ページ以内、700部  
(カラー・余白を生かしたデザインや写真の利用)
- (2) 実施計画編：A4判、データ版はカラー、紙面モノクロ刷り可、40ページ以内、200部
- (3) 概要版：A4判、カラー刷り、8ページ程度、1200部

#### 4.2 調査・分析報告書

- (1) 基礎調査分析報告書：2部
- (2) 現行総合計画総括評価報告書：2部
- (3) 村民意識調査報告書：2部

#### 4.3 会議等記録

- (1) 住民参加作戦会議（ワークショップ）等記録・とりまとめ報告書：2部
- (2) 庁内策定会議、審議会、むらづくり委員会等における配布資料及び議事録：各2部

#### 4.4 電子データ式（アンケートの生データ等を含む）

### 5. 契約及び履行に関する事項

#### 1. 業務実施体制

地方自治体、特に小規模町村における総合計画策定支援業務の同種・類似業務の実績が豊富な者を管理技術者及び担当技術者として配置すること。

#### 2. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

本業務の遂行上知り得た情報を、村の許可なく第三者に漏洩し、または本業務以外の目的に使用してはならない。

#### 3. 再委託に関する事項

本業務の主たる部分を第三者に一括して再委託することはできない。

#### 4. 成果品の著作権の帰属

本業務によって作成された全ての成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、豊根村に帰属するものとする。

#### 5. 債務負担行為に係る特則

各会計年度における支払限度額及び履行高予定額は別途契約書において定める。各会計年度の履行高予定額の範囲内において、前金払及び部分払を請求することができる。

#### 6. その他遵守事項

業務の実施にあたっては、常に村の担当者と緊密な連携を図り、協議・指示に基づき業務を遂行すること。